

始まりつつある「会計監査の品質」を高めるための新たなアプローチ

株式会社大和総研 専務理事 いんどう まみ 引頭 麻実

はじめに

会計監査の品質をどのようにして高めていくのか。監査業界にとっては永遠の経営課題である。被監査会社の経済活動がグローバル化、複雑化するにつれ、監査スキルに対する要求レベルは年を追うごとに高まっている。加えて、会計基準に時価主義会計が導入されたことで、会計上の見積りに係る監査が圧倒的に増えてきた。財務諸表利用者から見た監査人の役割に対する期待はますます高まるばかりである。

しかし、一方で、上場企業の不正会計問題は後を絶たない。監査法人はなぜ不正を見抜けなかったのか、職業的懐疑心が発揮されたのか。このような疑念が資本市場から湧き上がるのも無理からぬことであろう。

日本では様々な不正会計事案を受け、監査法人の内部統制基準ともいえる、「監査に関する品質管理基準」を2005年に制定し、監査事務所に、監査業務の各段階における品質管理のシステムを整備、運用するとともに、品質管理のシステムの監視を求めるとなどが盛り込まれた。さらに2013年には、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続等を明確にするため、「監査における不正リスク対応基準」が設定されている。

このように監査の品質を高めるため、監査基準等が着実に整備されてきたわけだが、近年、大手電機メーカーの巨額な不正会計事案が発覚するなど、その効果は必ずしも期待されたものにはなっていない。大変残念ながら、監査の品質向上への取り組みが道半ばであることを認めざるを得ない。

監査基準等の改訂というアプローチのみで監査の品質が果たして高まるのか。他のアプローチが必要なのか。あるとすれば、どのようなものなのか。本稿では、こうした観点から見ていく。

1. 本質的な問題はどこにあるのか

「正しい財務諸表を資本市場に送り出すこと」が、監査人の使命であり、これが資本市場の基盤（イン

フラ）であることを疑うむきはない。ここでいう「正しい財務諸表」とは、全ての取引が正確に表現されている財務諸表のことではもちろんない。

読者の方々には釈迦に説法であるが、資本市場における会計監査（財務諸表監査）とは、上場企業が作成した財務諸表についてその内容の確からしさについての保証を与えることであると筆者は理解している。監査手続としてリスク・アプローチという手法が使われ、当該企業において虚偽記載のリスクが高いとみられる取引や事業分野等において、重点的、かつ効果的に監査を行っていく。全ての取引を監査することで財務諸表への安心感が増すかもしれないが、そのコストは巨額となる。その折り合いをつけるのがこのリスク・アプローチという監査手法である。ここで分かることは、当然ながら、会計監査は全ての取引が財務諸表において正確に表されていることの証明を目的としているのではなく、財務諸表全体としての確からしさについて保証を与えるものだということである。また、その前提として、被監査会社の内部統制が機能していることが不可欠であることは言うまでもない。

被監査会社の内部統制についての議論は別の機会に譲ることにして、本稿では監査人について焦点を当てると、残念ながら、監査人が「正しい財務諸表を資本市場に送り出す」という使命を十分に果たしていないケースがあるという実情がある。これまで日本は、監査の品質向上のために様々な施策を講じてきた。前述の監査基準等の制度整備のほか、自主規制としての公認会計士協会（以下、協会）による品質管理レビューや行政としての公認会計士・監査審査会（以下、審査会）による検査など、品質についてのモニタリング体制も制度として強化されてきた。しかし、上場会社の不正会計事案は後を絶たない。何が監査に欠けていたのだろうか。

監査手続は非常に細かく、多岐にわたる。協会による監査実務ハンドブックも毎年改訂される。監査の品質というと、真っ先に思い浮かぶのが監査手続は正確に行われているか、不備はないか、という点である。そのため、監査に対するモニタリングは、つつい監査手続の細かな点に注意が払われるよう

になってしまった。その結果、協会による品質管理レビューや審査会による検査に対して、「チェックリスト化してしまっている」という声も一部で聞かれるようになってきている。モニタリングに際しては、監査手続に実際に立ち会うわけではないので、外形的に整っているかどうかを確認することになってしまう。逆に言えば、レビューや検査を受ける監査人側も外形的に整えることに力点が置かれることになる。外形的に整っていることは監査にとって必要条件ではあるが、必ずしも十分条件とはなっていない。この必要条件の外側にある十分条件の部分、これが実は監査の魂であり、真髄であると筆者は考えている。監査手続をハードの部分とすれば、この十分条件はソフトの部分ともいえる。例えば、職業的懐疑心や、たゆまぬ自己研鑽、組織的な力の最大化などが該当する。さらに、この「ソフトの部分」は、ここまでやったら終わり、という性質のものではなく、社会や経済環境の変化に応じて、常にブラッシュアップが必要となる。まさに、監査基準の運用をどのように監査法人としてインプリメンテーション（実装）していくかということに他ならない。

しかし現実を見ると、監査業務の各段階における監査基準がなぜ設定されたのか、どのような考え方で監査に臨む必要があるのか、といった「法意」について、監査責任者から監査補助者に至るまで、監査チームの全ての構成員が理解したうえで、監査業務にあたっているかについては大いに疑問がある。換言すれば「やり方（監査手続）」については共有化が進んでいるとみられる一方で、「考え方」については十分に共有されていないのではないかと。

もちろん、いつもの「やり方」でも、普段と違うことに気付けば、職業的懐疑心が発揮できるのかもしれない。しかし、「考え方」が監査チーム内ひい

ては監査法人内の隅々まで共有されているのであれば、些細な端緒であってもチームの上席者や審査担当者などへ連絡や相談が容易にでき、結果としてより高い品質の監査を提供できるのではないだろうか。

このようにみると、監査基準というよりも、監査法人内におけるその運用がより大きな問題となってくる。これこそが、監査基準の実装に他ならない。具体的にはどのようなアプローチがあるのだろうか。

2. 監査法人のマネジメントが焦点の一つに

昨年10月、金融庁は「会計監査の在り方に関する懇談会」を立ち上げ、計4回の議事を経て今年3月8日、「会計監査の信頼性確保のために」と題した提言を取りまとめた。筆者も懇談会メンバーの一人として議論に参加した。懇談会においては、監査に対する信頼を取り戻すことが喫緊の課題と位置づけられ、細かな監査手続をブラッシュアップするというよりも、不正会計を見抜くために何が必要なのか、あるいは監査の品質向上に向けてどのような取り組みが必要か、といったことなどが議論された。つまり「ソフトの部分」に重点が置かれたのである。

提言では、会計監査の信頼性確保に向けて講ずべき取り組みとして、次の5点が挙げられた（図表1参照）。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

【図表1】

会計監査の信頼性確保に向けて

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

【目的】	【施策】	【施策の説明】
監査法人の マネジメント の強化	監査法人の ガバナンス・コード	監査法人の組織的な運営のためのプリンシプル確立 (職業的懐疑心の発揮を確保するためのリーダーシップの発揮、 運営・監督態勢、人材啓発、人事配置・評価等)
	大手上場会社等 の監査を担える 監査法人を 増やす環境整備	ガバナンス・コードの遵守状況についての開示
		ガバナンス・コードの適用による、 大手・準大手監査法人の監査品質の向上
		当局と大手・準大手監査法人との 定期的な対話(協議会の設置)
会計監査に 関する情報の 株主等への 提供の充実	企業による 会計監査に関する 開示の充実	有価証券報告書等における、 会計監査に関する開示内容の充実
	会計監査の 内容等に 関する情報提供 の充実	監査法人による情報提供の充実 (監査法人のガバナンス体制や運営状況に係る情報提供等)
		監査報告書の透明化 (監査に際し着眼した重要な虚偽記載リスクの説明)
		監査品質を測定する指標(AQI)の策定
		監査人の交替理由等に関する開示の充実
	審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実 (「モニタリングレポート」の作成・公表等)	
企業不正を 見抜く 力の向上	会計士個人の力量の 向上と組織としての 職業的懐疑心の発揮	不正対応に係る教育研修の充実、 関連する資格取得や企業への出向等の促進、 監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実
	不正リスクに 着眼した監査の実施	監査基準、不正リスク対応基準、 品質管理基準等の実施の徹底
「第三者の眼」 による会計 監査の品質 のチェック	監査法人の 独立性の確保	監査法人のローテーション制度についての調査の実施
	当局の検査・監督 態勢の強化	審査会の検査の適時性・実効性の向上
		審査会の検査と協会の品質管理レビュー との適切な役割分担の検討
	協会の自主規制 機能の強化	監査法人に対する監督の枠組みの検証
		品質管理レビュー等の見直し
		自主規制機能の強化
高品質な会計 監査を実施 するための 環境の整備	企業の会計 監査に関する ガバナンスの強化	(コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業に おける監査人の選定・評価のための基準の策定
		各企業における適正な監査の確保への取組み (監査役会・監査委員会等の独立性・実効性確保と 会計監査人との連携の強化、適切な監査時間の確保、 監査報酬の決定の在り方等)
	実効的な 内部統制の確保	内部統制報告制度の運用と実効性の検証
	監査におけるITの活用	協会において検討を継続
	その他	試験制度・実務補習等の在り方の検討

(出所：金融庁ホームページ)

真っ先に掲げられたのが、監査法人のマネジメントの強化である。提言では、「監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員（パートナー）が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業（中略）の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている」「経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる」とし、「明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある」として、監査法人自身のガバナンスについて強く言及している。

これまでの少人数組織を念頭に置いたガバナンスのアプローチでは、現在の大規模な監査法人の運営において十分に機能しているとは言い難く、新たな取り組みが必須となっている。そこで打ち出されたのが監査法人のガバナンス・コードの導入である。コードの詳細については今後、金融庁の主導により策定されるとみられる。現在上場企業に適用されているコーポレートガバナンス・コードと同様に、プリンシプル型（コンプライ・オア・エクスプレイン）かつ、ブラッシュアップ型のものになると想定するが、今後の議論が待たれるところである。

監査法人のガバナンス・コードは前述の「ソフトの部分」を強化するための重要なツールという位置づけになるとみられる。そのなかでも、教育・研修及び人事ローテーションに関するものは非常に重要な要素になるだろう。例えば、教育・研修については、何時間それにかけたか、何をテーマとしたか、という外形的な内容に加え、そのテーマをなぜ選んだのか、どのような方針で教育・研修に取り組んでいるのか、また監査法人としてその成果をどのように計測、評価しているのか、といったことなどが求められるのではないかと。また、人事ローテーションについては、例えば、パートナーになる要件として審査など品質管理に関する部署を経験することを掲げることや、監査チーム間でのローテーションを必須にすることなどが考えられるかもしれない。教育・研修や、人事ローテーション等を通じて、職業的懐疑心、たゆまぬ自己研鑽、組織的な力の最大化が発揮できるような仕組みを各監査法人が自身で考え、構築していくことが真の狙いとなる。

「できているかどうか」ではなく、各監査法人が在りたい姿を目指して、自らアクションプランを考え、着実に実行すると同時に、その成果を振り返り、

計測し、評価し、それを踏まえ、次の施策やアクションにつなげていく、といった大きな流れをつくることできるかが鍵となる。ここまでやったら終わり、ということでは持続的な監査品質の向上への道は閉ざされてしまうかもしれない。監査法人における抜本的な意識改革が求められているのである。

このような大きな使命を負ったなか、どのようなガバナンス・コードが策定されるのか、今後の動きを注視したい。

3. 資本市場の利害関係者による監査法人の評価

これまで監査の品質を向上させるための「ソフトの部分」の施策として、ガバナンスの強化が重要であることを見てきた。しかし、監査法人のみの取り組みで十分といえるのだろうか。

前述の懇談会の提言では、監査法人のガバナンスを強化するにあたり、「併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である」として、外部への情報提供及び外部から見た透明性についても言及している。

資本市場にとって監査は前述のとおり市場インフラの一部である。しかしながら、「監査」の内容を理解している市場関係者は非常に少ないのが実態だ。個別企業に対する「監査」の内容や具体的な手続きについては市場関係者に対してほとんど開示されておらず、ブラックボックス化している。市場に関心を払おうにも、判断する材料が乏しいのである。かろうじて入手できる監査に関する情報の一つに、有価証券報告書に添付される「監査報告書」がある。この記載ぶりは定型化（ボイラープレート化）しており、監査結果以外、さほど重要な情報は記載されていない。監査人は被監査会社との守秘義務契約に基づき、監査手続についての情報を開示できないことがその背景である、と一般的には理解されている。

では、資本市場が監査について全く無関心かという、もちろんそうではない。投資家の一部では監査に関する情報を投資対象のスクリーニングに活用している例もある。監査人の交代に関する事由や、交代の時期についての情報、場合によっては監査人が属する監査法人の規模や経歴といった情報なども活用されることがある。例えば、監査人の交代について、期中で交代した場合や、任期満了という事由であったとしても、通常と比べて極端に担当期間が短い場合などでは、その背景について情報を集めるケースもある。ただし、これらの情報はいずれも間接的かつ状況証拠的な域を出ないものとなっている。

しかし、監査法人のガバナンス・コードが策定された際には、その遵守状況について、外部へ情報開示されることが想定される。いわゆる「透明性報告書」が活用されることになるかもしれない。資本市場にとっても監査についての判断材料の一つとなり、ガバナンスがしっかりしている、もしくはガバナンス構築を自らの視点で考え実行しているといった監査法人を評価するようなスクリーニングが考えられるかもしれない。しかし、資本市場からのチェック機能のみでは不十分である。やはり、監査を受ける企業側からの評価もまた重要となる。

昨年、改正会社法が施行されたことで、監査役設置会社における会計監査人に対する選解任に関する株主総会議案は監査役もしくは監査役会が決定することとなった。すでに、指名委員会等設置会社においては監査委員会がその任を担っており、改正会社法により新しく設置が可能となった監査等委員会設置会社でも監査等委員会にその権限が付与された。また、コーポレートガバナンス・コードにおいては、監査役等に対して、会計監査人の選定・評価基準を策定することが求められている。つまり、被監査対象である企業側にとっても、監査人が属する監査法人のガバナンスに関する情報は、評価基準を考えるうえで、重要な判断材料になっていくだろう。

このようにみると、資本市場、上場企業のいずれにとっても、監査法人のガバナンス・コードへの取り組みについての情報開示は監査の品質を判断するうえでの重要な手掛かりの一つになりそうである。資本市場関係者そして上場企業という外部の眼から監査法人の取り組みを見ていくことで、監査法人に求められているマネジメント強化の流れが加速する可能性があるのではないかと。資本市場関係者、上場企業、監査法人がそれぞれの役割を果たしていくことで、監査の価値を高めるような、「監査のバリューチェーン」を形成していくことこそ、まさに監査の品質を高めるための重要なファクターとなるのである。

4. 懇談会提言におけるその他の監査の品質を高めるアプローチ

これまで主に監査法人のガバナンス・コードを軸に見てきたが、このほかにも監査の品質を高めるための様々なアプローチが前述の提言に盛り込まれている。

例えば、監査役会や監査委員会等との連携に会計監査人が積極的に取り組むことや、様々な情報開示、具体的には有価証券報告書等において会計監査に関

する開示を充実させることや、監査報告書の透明化（監査に際して着目した重要な虚偽記載リスクを説明）、あるいは監査法人による監査法人自身についての情報提供を充実させること、などがある。また、協会の取り組みとして、品質管理レビューや教育研修など、自主規制機能を強化することや、監査におけるITの活用についての検討も掲げられた。さらに、監査法人のローテーション制度の見直しについても取り上げられたものの、これについては、諸外国の状況を調査してから再度、その必要性等について検討するとされている。

ここでご紹介したのは提言の一部であるが、よく見ると、提言の内容一つ一つが独立しているというよりも、それぞれが有機的に結びついている。この有機的に結びついていることが提言の大きな特徴でもある。

これまで「監査の問題は監査法人が解決すべき問題」と見なされがちであったが、むしろ、それを利用する資本市場関係者や上場企業、そして監督当局も含めて、前述の「監査のバリューチェーン」を形成できるかどうか、監査を資本市場の強固なインフラへと導くことができるのかがかかっているのである。

おわりに

監査法人のマネジメント強化の必要性について述べてきたが、いくつかの大手監査法人においては、すでにガバナンス強化に向けての取り組みを開始している。経営組織の見直しや、社外有識者を交えた各種委員会の設置、そして一部の監査法人では透明性報告書にあたる「経営品質に関する報告書」を公表、もしくは検討しているもようである。こうした監査法人の自主的な動きがでてきたことは大いに評価できる。しかしながら、一方で、外形のみの改革になってしまっていないかという心配も払拭できない。

監査法人のマネジメント強化はある意味で、監査法人の意識改革に他ならない。一朝一夕にできるものではない。功を焦るよりは、監査法人が良いガバナンスを着実に構築していくことが当面の大きな目標となる。金融当局も含めた、「監査のバリューチェーン」に関わる全ての参加者が、忍耐強く、そして関心を持ち、当事者として一緒に取り組み、資本市場のインフラである監査の価値を上げていくことが、今求められているのではないかと。

以上

いんどう まみ
引頭 麻実

略歴

1985年一橋大学法学部卒業。同年大和証券に女性総合職一期生として入社。電機セクターアナリスト、資本市場分析を行うストラテジストなどを経て、事業戦略、資本政策を提案する投資銀行業務、コンサルティング業務を経験。2009年大和総研執行役員、2013年同常務執行役員、2016年4月より同専務理事。現在、法制審議会委員、官民競争入札等監理委員会委員長、財務会計基準機構基準諮問会議委員、日本証券アナリスト協会理事のほか、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」および「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」のメンバーも務める。そのほか、公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会委員、統計審議会委員、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」委員、原子力損害賠償支援機構運営委員会委員なども歴任。

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しください。（お一人様一回限り）

〈最新号 第52号（2016年7月号）掲載事項〉

●インタビュー

三井住友フィナンシャルグループ
コーポレートガバナンス強化の取組みと今後の展望

●特集 地政学リスクを踏まえた、日本企業のあるべきリスク管理

地政学の観点から、今後懸念される日本を取り巻くリスク
海外における邦人の人的リスクと、日本企業に求められている取組み（外務省領事局 海外邦人安全課長 石瀬様インタビュー）
昨今の日本企業の海外危機管理の傾向
海外拠点におけるリスク管理の実践

●研究室

I. 国内金融機関とFinTech企業の提携動向とそれに伴うリスクと対策
II. インドにおける日系企業の決算業務の改善 ー早期化と精度向上
III. 「クライシスマネジメントに関する企業の実態調査2016」の結果

●連載

第6回 グローバルビジネスリスク最前線 世界の国別の社会問題
第13回 企業リスク海外事情 信頼できる情報入手がカギ ラオスにおける、ビジネス上のリスクと対策
第3回 保険ERM 基礎講座 意思決定の科学
第1回 ステークホルダーへの価値創出を目指したITガバナンス
ITガバナンスとは何か～価値創出のための「事業体ITガバナンス」～

お問合せ先 デロイト トーマツ 企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohatsu.co.jp